

# 大和川上流域(奈良県)における 流域治水の取り組みについて

---

# 大和川流域水害対策計画

(計画策定者) 近畿地方整備局長、奈良県知事、大和川特定都市河川流域25市町村長  
 (計画の目標) ・流域全体では、昭和57年8月降雨に対し、大和川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害の解消、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においても住民の安全確保  
 ・重点地区では、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、内水による浸水被害を解消  
 ・想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む  
 (計画の期間) 概ね20年

特定都市河川流域図



- : 特定都市河川 (国管理)
- : 特定都市河川 (県管理)
- : 特定都市河川流域
- : 行政界
- : 既存ダム

## ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

<河川区域における対策>

○河川整備 第4章 P32~35  
 河道改修や遊水地等の整備



○既存ダムの洪水調節機能強化 第13章 P54  
 既存ダム(初瀬ダム、天理ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム)における事前放流の実施

<集水域における対策>

○下水道整備 第6章 P37、第9章 P43

- ・雨水管渠整備、既設ポンプ施設の維持・更新
- ・内水ポンプ施設の運転操作ルール策定



○流域対策 第7章 P38~41

- ・既存ため池の放流口の改修や事前放流によりため池の水位を下げ雨水を一時的に貯留させる等、ため池の治水利用を推進
- ・水田の排水口に調整板を設置し、排水量を調整する水田貯留を推進
- ・浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、『奈良県平成緊急内水対策事業』による雨水貯留施設等の整備を推進
- ・民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備も見込んだ今後5年間の目標対策量を新たに上乗せし、対策を一層推進



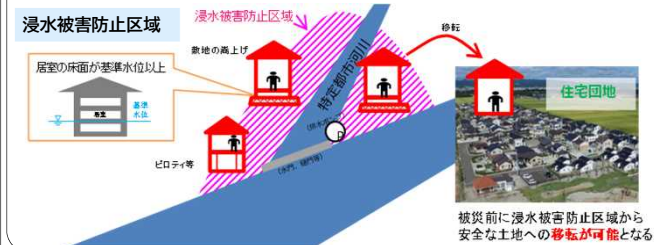
## ② 被害対象を減少させるための対策

○貯留機能保全区域の指定 第11章 P46~47

- ・都市浸水想定区域や条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- ・先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定を検討

○浸水被害防止区域の指定 第11章 P48~49

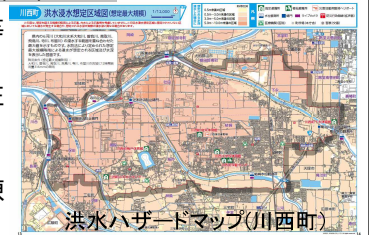
- ・都市浸水想定区域及び水害リスクマップ、『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- ・先行して川西町、田原本町などで区域の指定を検討



## ③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有
- ・洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
- ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の徹底

第12章 P50~53



**【基本的な考え方】** 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえる

# 被害対象を減少させるための対策

## ■流域治水施策集(目的とそれぞれの役割)水害対策編【国土交通省・農林水産省】

### #12 貯留機能保全区域

**目的**

貯留機能の保全(浸水の許容)

**施策の内容**

概要

- 貯留機能保全区域制度は、河川に隣接する低地や窪地等の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で指定することができる制度です。
- 貯留機能保全区域に指定されると、盛土や堀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し、事前届出が義務付けられます。
- 都道府県知事等は、届出に対し、必要な助言・勧告をすることができます。

**根拠法令・計画等**

特定都市河川浸水被害対策法  
流域水害対策計画

**支援**

予算・税制

固定資産税等の特例措置  
**※新たな支援制度**

技術的支援

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行(6ヶ月以内施行分)について(令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号)
- 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン(改訂予定)

貯留機能保全区域のイメージ

**施策推進のポイント**

- 貯留機能保全区域の指定に当たっては、当該河川の整備及び管理、流域の水災害リスクや土地利用形態等の様々な情報に基づく検討が必要であり、また、指定に対する土地所有者の理解及び同意を得る必要があることから、当該土地における洪水・雨水の貯留による下流域の浸水被害の低減効果や貯留機能を阻害する盛土等の行為がもたらす周辺の宅地等への影響等を明らかにした上で、それらの効用を分かりやすく示すことが望まれます。
- 住宅等が立地する地域は、貯留機能を有する土地であっても指定の対象外となると想定されますが、二線堤の築造等の資産の浸水防護措置を講じた上で、当該地域のうち、住宅が立地していない地域を貯留機能保全区域に指定することは流域における貯留機能の確保の観点から有効な手段であり、土地利用形態や住宅等の立地状況等を踏まえ、必要に応じて浸水防護措置と併せて検討することが望まれます。

区域指定と併せて実施する二線堤の築造等のイメージ

※貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤の築造については、特定都市河川浸水被害対策推進事業により国の補助を受けることができます

### #13 浸水被害防止区域

**目的**

新たな居住に対し、立地を規制する  
居住者の人命を守る

**施策の内容**

概要

- 浸水被害防止区域は、特定都市河川流域内で、洪水又は雨水出水が発生した場合に建築物の損壊・浸水により住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、都道府県知事が指定することができる制度です。
- 特定都市河川浸水被害対策法に規定される開発・建築の制限に加え、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となる等、立地規制に係る規定の対象区域です。
- また、厚生労働省では、浸水被害防止区域を含む災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外としています。

**根拠法令・計画等**

特定都市河川浸水被害対策法  
流域水害対策計画

**支援**

技術的支援

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行(6ヶ月以内施行分)について(令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号)
- 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン(改訂予定)
- 浸水被害防止区域内の建築物に係る構造計算・設計マニュアル(発行予定)
- 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年5月)

**施策推進のポイント**

- 浸水被害防止区域は、新たな居住に対する立地規制や建築の事前許可制とあわせて、区域内の既存住宅を対象に被災前に安全を確保するための移転や嵩上げ等への支援が可能であり、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。
- 水災害に関する防災まちづくりの一般的な考え方について示した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」でも、想定されるハザードの外力が大きく頻度が高い区域で、都市的土地利用を避けることとした区域における土地利用規制の手法の1つとして、同区域が紹介されており、制度の活用当たって参考とすることができます。

**浸水被害防止区域における安全措置(特定都市河川浸水被害対策法)**

- 住区・災害危険区域等の安全確保措置
- 住宅(併せ自己・要配慮者施設)の土地の開発行為について、土地の安全に必要最低限を要する住宅・要配慮者施設の新築行為について、建築の計画の認可が滞りなく行われ、洪水等に耐える安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(災害危険区域等種別助成・改修等事業)

- 災害危険区域等に加入し、浸水被害防止区域に指定
- 浸水被害防止区域に加入し、浸水被害防止区域に指定

被災前に安全な土地への移転を推進(被災困難移転促進事業)

- 浸水被害防止区域に加入し、浸水被害防止区域に指定
- 浸水被害防止区域に加入し、浸水被害防止区域に指定

浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能になる

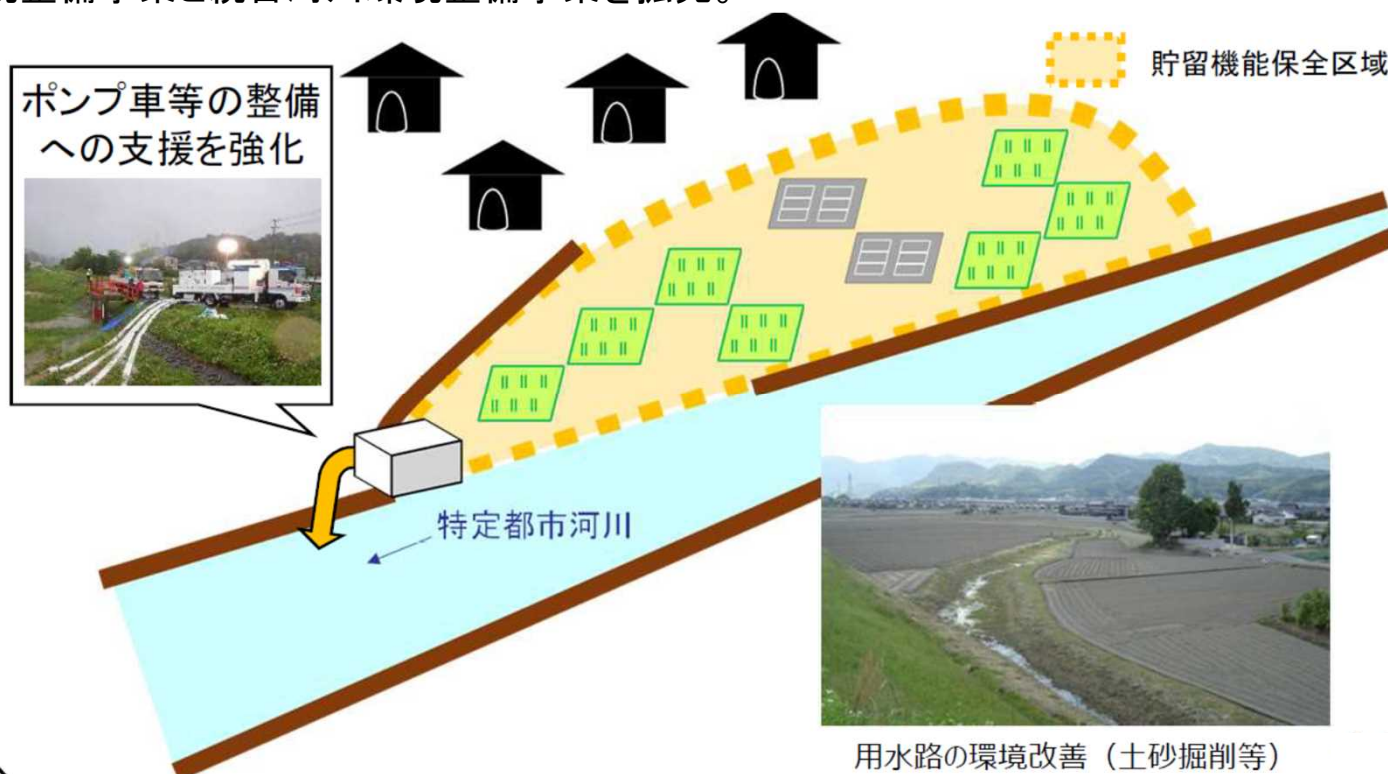
# 特定都市河川流域内の土地の貯留機能の保全の促進

## ○特定都市河川浸水被害対策推進事業の拡充(個別補助事業)

貯留機能保全区域内の土地所有者の負担軽減への協力を促すため、地方公共団体による同区域内に侵入した水の貯留後の早期排水を目的とした排水施設の整備を補助対象に追加。

## ○総合水系環境整備事業・統合河川環境整備事業の拡充(直轄事業・社会資本整備総合交付金)

貯留機能保全区域内の土地所有者の負担軽減において、河川と連続した生物の生息・生育・繁殖環境の再生・創出のため、河川管理者による耕作放棄地や用水路における土砂掘削等の環境改善が可能となるよう、総合水系環境整備事業と統合河川環境整備事業を拡充。



# 新たに位置づけられた土地利用規制制度

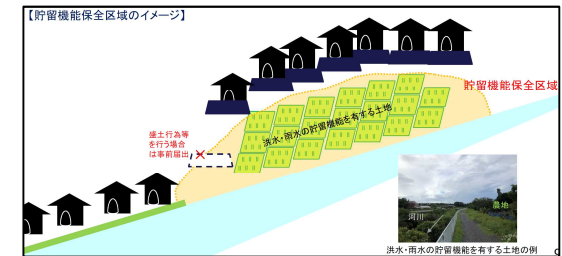
## ① 貯留機能保全区域

◎農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全

【指定方針】 ※大和川流域水害対策計画より抜粋

○都市浸水想定区域やハード整備後においても浸水が想定される区域について、水田等の土地利用形態や市街化編入抑制区域、住家の立地等の周辺の土地利用の状況等を考慮したうえで指定

○先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定の検討



(貯留機能保全区域の指定等)

第五十三条 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県知事等は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる貯留機能保全区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

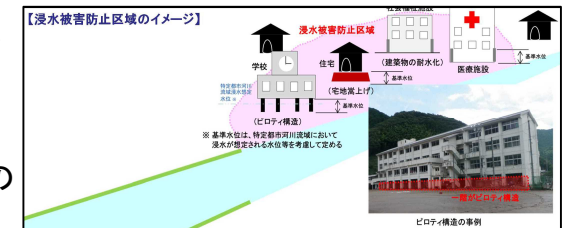
## ② 浸水被害防止区域

◎開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護

【指定方針】 ※大和川流域水害対策計画より抜粋

○都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ等も参考として、現地の地盤の起伏や市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮したうえで指定

○先行して川西町や田原本町などで区域の指定の検討



(浸水被害防止区域の指定等)

第五十六条 都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる浸水被害防止区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物(居室を有するものに限る。)の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができる。

# 各区域における候補地抽出基準（案）

## ■ 市街化編入抑制区域

	条件		家屋		都市計画区域	
	地形条件	対象降雨	家屋あり	家屋なし	市街化区域	市街化調整区域
市街化編入抑制区域	浸水深50cm以上	1 / 10	○	○	-	○

**凡例**  
○:対象になる  
-:対象外

## ■ 候補地抽出基準(案)

	条件		家屋		都市計画区域	
	地形条件	対象降雨	家屋あり	家屋なし	市街化区域	市街化調整区域
貯留機能保全区域	河川沿いの低地や窪地等	都市浸水想定（S57実績）	-	○	○	○
浸水被害防止区域	浸水深50cm以上	重点地区…内水浸水想定（1 / 100）※	○	○	○	○

**凡例**  
○:対象になる  
-:対象外

※ 重点地区以外は都市浸水想定(S57実績)

### 【考え方】

#### ○貯留機能保全区域

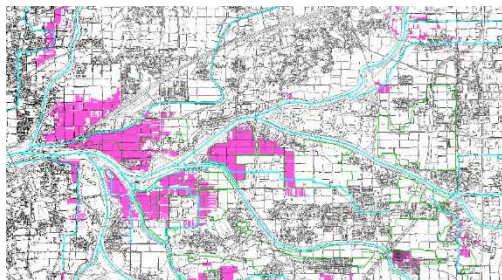
流域水害対策計画で定められた指定方針に基づく。

#### ○浸水被害防止区域

流域水害対策計画で定められた指定方針に基づく。さらに、奈良県平成緊急内水対策事業(1/100目標)を実施する重点地区においては、**内水浸水想定(1/100)**の区域を対象とする。

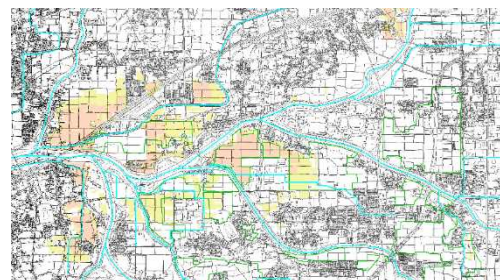
## 【参考】市街化編入抑制区域・都市浸水想定・内水浸水想定

### ■ 市街化編入抑制区域



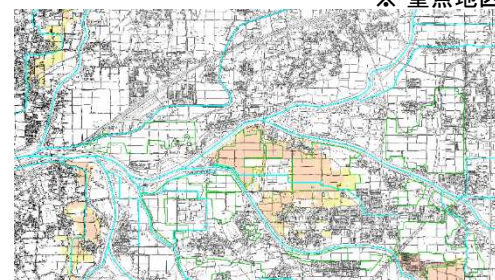
[対象降雨：1/10]

### ■ 都市浸水想定（ハード整備後）



[対象降雨：S57実績]

### ■ 内水浸水想定（現況）



[対象降雨：1/100]

※ 重点地区

**凡例**  
—: 河川  
■: 市街化編入抑制区域  
(浸水深0.5m以上)  
■: 浸水深0.5m~3.0m  
■: 浸水深0.5m未満  
■: 農用地区域

# 区域指定の方針とフロー（案）

## ■ 貯留機能保全区域

**【方針】**  
 ・大和川流域水害対策計画に記載のとおり、先行して大和郡山市、川西町、田原本町で候補地を抽出

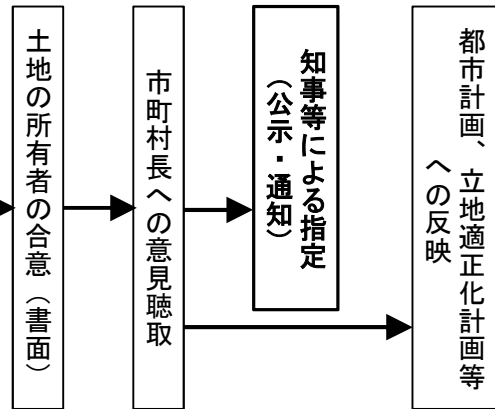
候補地抽出基準に基づき  
 貯留機能保全区域の  
 指定候補地を抽出

**【地区ごとの貯留機能保全区域(案)の作成】**

国、県及び当該市町村が連携し、指定に係る事前調整

土地の所有者、利害関係者、周辺住民等の理解を深め、指定に係る事前の合意形成を図る

- ・地元説明会の開催
- ・土地所有者等の中で主体的な意見交換や議論ができるワーク ショップ等の機会の提供
- ・指定対象となる土地の検討過程や当該区域の指定の意義・効用の共有



## ■ 浸水被害防止区域

**【方針】**  
 ・大和川流域水害対策計画に記載のとおり、先行して川西町、田原本町で候補地を抽出

候補地抽出基準に基づき  
 浸水被害防止区域の  
 指定候補地を抽出

**【地区ごとの浸水被害防止区域(案)の作成】**

国、県及び当該市町村が連携し、指定に係る事前調整

土地の所有者、利害関係者、周辺住民等の理解を深め、指定に係る事前の調整を図る

